

佐賀市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。次条において同じ。）から佐賀市に移住して就業又は起業した者に移住支援金を交付することについて、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(移住支援金)

第2条 市長は、次に掲げる要件を満たす者からの申請により、予算の範囲内で移住支援金を交付する。

- (1) 令和元年10月1日以降に佐賀市に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）した者であること。
- (2) 佐賀市に転入した日の前日から遡って10年間において、通算して5年以上次のいずれかに該当すること。

ア 特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項の特別区をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有していたこと。

イ 東京圏のうちの条件不利地域（離島振興法（昭和28年法律第72号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の指定区域を含む市町村（地方自治法第252条の19第1項の指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域の区域内に住所を有し、かつ、特別区の区域内を勤務地として就業（労働者として雇用されている場合にあっては、雇用保険の被保険者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4項第1項に規定する被保険者をいう。）又は同法第6条第6号に掲げる者として雇用されているものに限る。次号において同じ。）していたこと。

- (3) 佐賀市に転入する直前において、次のいずれかに該当すること。

ア 佐賀市に転入した日の前日から遡って連続して1年以上特別区の区域内に住所を有していたこと。

イ 佐賀市に転入した日の前日から遡って連続して1年以上東京圏のうち条件不利地域以外の地域の区域内に住所を有し、かつ、同日（特別区の区域内を勤務地として就業しなくなった日が、佐賀市に転入した日の前日から遡って起算して3か月以内であれば、当該就業しなくなった日）から遡って連続して1年以上特別区の区域内を勤務地として就業していたこと。

- (4) 移住支援金の交付を申請しようとする日（以下「申請日」という。）が、佐賀市

に転入した日から3か月を経過した日以後で、かつ、佐賀市に転入した日から1年を経過する日を超えない日であること。

- (5) 申請日から継続して5年以上佐賀市に居住する意思を有していること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）その他の反社会的勢力の構成員（構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）又は反社会的勢力の構成員と関係を有する者でないこと。
- (7) 日本国籍を有する者又は日本国籍を有しない者であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は特別永住者の在留資格を有するものであること。
- (8) 次のいずれかを満たし、かつ、申請日において当該法人の従業員として連続して3か月以上在職しており、かつ、申請日から継続して5年以上当該法人の従業員として勤務する意思を有していること。

ア 移住支援事業（認定地域再生計画（地域再生法（平成17年法律第24号）第7条第1項に規定する認定地域再生計画をいう。）に基づき、都道府県が市町村と共同して同法第13条第1項の交付金を財源の一部として移住者へ移住支援金を交付する事業をいう。）を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に移住支援金の対象として掲載された日以後に応募し、当該求人を行った法人（移住支援金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）の3親等以内の親族が代表者、取締役その他の経営を担う職務を務めるものを除く。）に1週間の所定労働時間が20時間以上である期間の定めのない雇用契約に基づき雇用（新規の雇用に限る。イにおいて同じ。）されていること。

イ 内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業によって1週間の所定労働時間が20時間以上である期間の定めのない雇用契約に基づき雇用されたものであって、目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクト等の離職することが前提の雇用でないこと。

- (9) 現に勤務する勤務地が東京圏（条件不利地域を除く。）以外の地域の区域であること。
 - (10) 申請者と同一の世帯に属する他の者が、過去に佐賀市から移住支援金の支給を受けていないこと。
 - (11) 前各号までに定めるもののほか、市長が移住支援金の対象として不適切と認める者でないこと。
- 2 前項第2号イ及び第3号イの場合において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域の区域内に住所を有し、かつ、特別区の区域内の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校その他の高等教育機関をいう。）に通学していた者が、

当該大学等を卒業又は中途退学した後、遅滞なく特別区の区域内を勤務地として就業したときは、当該通学していた期間は、特別区の区域内を勤務地として就業していたものとみなす。

- 3 第1項第3号イの場合において、特別区を勤務地として勤務していない3か月に満たない期間があるときは、当該勤務していない期間の前後において特別区を勤務地として勤務していた場合に限り、当該期間を除算して、その前後の期間を連続して勤務していたものとみなす。
- 4 移住支援金の額は、世帯での移住の場合（佐賀市に転入する直前の住所において申請者と同一の世帯に属し、かつ、申請日において申請者と同一の世帯に属する者（以下この条において「移住に係る世帯員」という。）が存する場合をいう。）にあつては100万円（移住に係る世帯員に18歳未満の者（以下この条において「未成年世帯員」という。）がある場合にあつては、100万円に未成年世帯員1名につき30万円を加算した額）、単身での移住の場合（世帯での移住の場合以外の場合をいう。）にあつては60万円とする。
- 5 世帯で移住する場合にあつては、移住に係る世帯員は、第1項第1号、第4号、第6号及び第11号に掲げる要件を満たさなければならない。
- 6 申請者又は移住に係る世帯員が佐賀市に転入した日以後に出産した場合において、当該子に係る懐胎が佐賀市に転入する前であるときは、当該子は未成年世帯員とみなす。この場合において、当該未成年世帯員は、前項に掲げる要件を満たすことを要しない。

（交付申請）

第3条 申請者は、移住支援金の申請をしようとするときは、移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

- (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）その他の申請者が本人であることを明らかにする書類の写し
- (2) 現に就業している就業先の就業証明書（様式第2号）
- (3) 佐賀市に転入する直前の住民票の除票の写し（住民基本台帳法第15条の4に規定する除票の写しをいい、世帯での移住の場合にあつては申請者と移住に係る世帯員とが同一の世帯に属していたことを確認できるものに限る。）
- (4) 前条第1項第2号イ又は同項第3号イに該当する者のうち、労働者として雇用されていたものにあつては、特別区で勤務していた法人等の就業証明書その他の当該法人等に在籍していたことを証する書類（在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できるもの（雇用保険法第6条第6号に掲げる者にあつては、在勤地、在勤期間が確認できるもの）に限る。）

(5) 前条第1項第2号イ又は同項第3号イに該当する者のうち、労働者として雇用されていなかったものにあつては、開業届出済証明書その他の特別区における在勤地を確認することができる書類及び個人事業等の納税証明書その他の特別区における在勤期間を確認できる書類

(6) 前条第2項の規定により大学等に通学していた期間を特別区の区域内を勤務地として就業していたものとしようとする者にあつては、卒業証明書その他の在学期間、卒業校を確認できる書類

(7) 申請者の預金通帳、キャッシュカードその他の移住支援金の振込先口座を確認できる書類の写し

(交付決定)

第4条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、移住支援金の交付を決定し、速やかに交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、予算上の都合その他の理由により移住支援金の不交付を決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。この場合においては、市長は、不交付とする理由を明らかにしなければならない。

(支援金の交付)

第5条 移住支援金は、前条第1項の規定により交付決定した額の全額を一括で交付するものとする。

2 前条第1項の交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、前項の規定により移住支援金の交付を受けようとするときは、移住支援金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(テレワークの特例)

第6条 所属する企業等からの命令によらず佐賀市に転入し、引き続き当該企業等の業務を継続して行う者についての第2条第1項、第3条及び第10条の規定の適用については、第2条第1項各号列記以外の部分中「次に」とあるのは「第1号から第7号まで、第10号及び第11号に」と、第3条第1号中「現に就業している就業先の就業証明書（様式第2号）」とあるのは「現に就業している就業先の就業証明書（テレワーク移住者用）（様式第2号の2）（個人事業主が、業務委託契約等によって引き続き転入前の業務を継続して行う場合にあつては、開業届出済証明書又はこれに類する書類であつて別に定めるもの及び当該業務を継続していることが分かる書類」と、第10条中「次の各号」とあるのは「第1号、第2号及び第4号から第6号まで」とする。

(起業支援金の交付対象者についての適用)

第7条 申請日から遡って1年の間に起業支援金（佐賀県地方創生移住・地域活性化起業支援事業実施要領第6の1に規定する起業支援金をいう。第10条第4号にお

いて同じ。)の交付決定を受けた者についての第2条第1項及び第3条の規定の適用については、第2条第1項各号列記以外の部分中「次に」とあるのは「第1号から第7号まで、第10号及び第11号に」と、第3条第1号中「現に就業している就業先の就業証明書(様式第2号)」とあるのは「起業支援金の交付決定通知書」とする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 受給者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願(様式第5号)を市長に提出し、交付決定通知書の再交付を申請することができる。

2 市長は、移住支援金交付決定通知書再交付願を受理した場合に、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該受給者に移住支援金交付決定通知書を再交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 市長は、佐賀市地方創生移住支援事業が適切に実施されたか等を確認するため必要があると認めるときは、受給者に対し、佐賀市地方創生移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

2 佐賀県知事は、佐賀市地方創生移住支援事業が適切に実施されたか等を確認するため必要があると認めるときは、市長に前項の報告及び立ち入り調査を実施するよう求めることができる。

(交付の取消し)

第10条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、移住支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、疾病その他のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 偽りその他不正な手段により移住支援金の交付を受けたとき。

(2) 申請日から5年を経過する日以前に転出(住民基本台帳法第15条の3に規定する転出をいう。次条において同じ。)したとき。

(3) 申請日から1年を経過する日以前に移住支援金の要件となる職を辞したとき。

(4) 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

(5) 前条第1項の規定による報告及び立ち入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、法令や交付決定の条件等に違反したと認めるとき。

(交付金の返還)

第11条 市長は、前条の取消しを行った場合において、既に移住支援金を交付しているときは、期限を付して、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の返還を命ずるものとする。

- (1) 前条第1号に該当する場合 移住支援金の全額
- (2) 前条第2号に該当する場合であって、受給者が移住支援金の申請を行った日から3年を経過する日以前に転出したとき 移住支援金の全額
- (3) 前条第2号に該当する場合であって、受給者が移住支援金の申請を行った日から3年を経過した日以後5年を経過する日以前に転出したとき 移住支援金の半額
- (4) 前条第3号に該当する場合 移住支援金の全額
- (5) 前条第4号に該当する場合 移住支援金の全額
- (6) 前条第5号又は第6号に該当する場合 市長が返還の必要があると認める額
(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月4日から施行する。

附 則 (令和2年佐市地政第575号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第2条、第3条及び第6条の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者に係る移住支援金の申請について適用し、同日前に転入した者に係る移住支援金の申請については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年佐市地政第625号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第2条、第3条、第6条及び第7条までの規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者に係る移住支援金の申請について適用し、同日前に転入した者に係る移住支援金の申請については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年佐市地政第277号)

この要綱は、令和3年9月16日から施行する。

附 則 (令和4年佐市地政第581号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者に係る移住支援金の申請について適用し、同日前に転入した者に係る移住支援金の

申請については、なお従前の例による。

様式第1号（第3条関係）

移住支援金交付申請書

令和 年 月 日

（あて先）佐賀市長

佐賀市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱第3条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名			
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当するものに○を付けてください。）

単身・世帯	単身 ・ 世帯	移住に係る世帯員の数 （申請者を除く。）	人 うち18歳未満 人
移住支援金の種類	就業 ・ テレワーク ・ 起業		

3 各種確認事項（該当するものに○を付けてください。）

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「佐賀市地方創生移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して佐賀市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ）就業先の法人の代表者、取締役その他の経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ）佐賀市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である
同一世帯に属する者の過去佐賀市から移住支援金の受給の有無	A. ない	B. ある

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 佐賀市に転入する直前の住所

住所	〒
----	---

5 (要綱第2条第1項第2号イ又は同項第3号イに該当する場合のみ記載) 特別区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他()

管理コード (佐賀市使用欄)	
----------------	--

移住支援金の交付申請に関する誓約書

- 1 佐賀市地方創生移住支援事業に関する報告及び立入調査について、佐賀市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下のいずれにも該当する者ではありません。なお、佐賀市が必要な場合には、佐賀県佐賀北警察署に照会することについて承諾します。
 - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- 3 以下の場合には、佐賀市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額若しくは半額又は市長が必要と認める額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満で佐賀市外に転出した場合 全額
 - (3) （就業の場合のみ）移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - (4) 佐賀県が実施する佐賀県地域活性化等企業支援事業に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合 全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に佐賀市外に転出した場合 半額
 - (6) 佐賀市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱第8条第1項の規定による報告及び立ち入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたことが判明した場合 市長が必要と認める額
 - (7) その他法令や交付決定の条件に違反したとき 市長が必要と認める額

(様式第1号別紙2)

佐賀市地方創生移住支援事業に係る個人情報の取扱い

市は、佐賀市地方創生移住支援事業の実施に際して得た個人情報について佐賀市個人情報保護条例（平成17年佐賀市条例第20号）その他法令等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市は、当該個人情報について、佐賀県その他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、佐賀県その他の都道府県、他の市町村に提供し、又は確認する場合があります。

令和 年 月 日

（あて先）佐賀市長

所在地
事業者名 印
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	1週間の所定労働時間が20時間以上である期間の定めのない雇用
勤務者と代表者、取締役その他の経営を担う者との関係（マッチングサイト掲載求人の場合のみ）	3親等以内の親族に該当しない
プロフェッショナル人材事業又は先進的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先進的人材マッチング事業

※佐賀市地方創生移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、佐賀市の求めに応じて同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号の2（第3条、第6条関係）

令和 年 月 日

（あて先）佐賀市長

所在地
事業者名 印
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）
（テレワーク移住者用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先部署 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。） ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をして いない

※佐賀市地方創生移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、佐賀市の求めに応じて同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第4条関係）

佐賀市地方創生移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

佐市地政第 号
令和 年 月 日

様

佐賀市長 秀島 敏行 印

佐賀市地方創生移住支援事業に係る移住支援金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり移住支援金を交付することを決定しましたので、同項の規定により通知します。

交付決定金額	円
交付条件	

様式第4号（第5条関係）

移住支援金交付請求書

令和 年 月 日

（あて先）佐賀市長

住所
氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号

メールアドレス

佐賀市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱第5条第2項の規定により、次のとおり請求します。

請 求 年 度	年度	
移住支援金の交付決定金額	円	
交 付 請 求 金 額	円	
振 込 先	金 融 機 関 名	銀行 信金 農協 漁協 店 信組
	口 座 番 号	当座・普通
	(フリガナ)	
	口 座 名 義 人	

様式第 5 号（第 8 条関係）

移住支援金交付決定通知書再交付願

令和 年 月 日

（あて先）佐賀市長

住所

氏名

（※）

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号

メールアドレス

佐賀市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、佐賀市地方創生移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書の再交付を申請します。

再交付を 求める理由	
---------------	--